

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計 画 主 体	奈良県山添村

山添村鳥獣被害防止計画

<連絡先>
担 当 部 署 名 山添村 農林建設課
所 在 地 奈良県山辺郡山添村大字大西 1 5 1
電 話 番 号 0 7 4 3－8 5－0 0 4 1 (代)
F A X 番 号 0 7 4 3－8 5－0 2 1 9
メールアドレス kezaikankyou_g@vill.yamazoe.nara.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル アライグマ・ハクビシン・カワウ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	山添村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額	被害面積
ニホンジカ	水稻	50万円	2ha
	野菜	10万円	0.5ha
	杉・檜幼齢林	200万円	20ha
イノシシ	水稻	400万円	5ha
	野菜	100万円	1ha
ニホンザル	野菜	20万円	1ha
アライグマ ハクビシン	野菜	100万円	3ha
カワウ	魚類		900kg
合 計		880万円	

(2) 被害の傾向

○ニホンジカ

村内全域で被害が発生しており、被害地域が広範囲に及んでいる。ニホンジカの生息数が増加しており、植え付け直後の水稻苗への食害や、杉・檜幼齢林への被害が拡大している。

また、エサの少ない冬場では集落内の雑草を食べるため、集落への侵入が頻繁になり、法面の崩壊に繋がる場所も出てきている。生息密度が高まれば、下層植生の衰退による土壌流出が発生する可能性もある。

○イノシシ

収穫間際の水稻への食害が村内全域で発生している。電気柵やワイヤーメッシュ柵等で侵入防止対策を行っているが、完全に防ぎきれていない。

また、住居付近の畑に頻繁に出没し、野菜の被害も多発している。このため、耕作を放棄する水田や菜園も増え続けており、被害は深刻化している。

直接の農業被害以外にも掘り起こしによる畔や法面の崩壊被害がある他、芝生を掘り起こすなどのゴルフ場からの被害報告もある。

○ニホンザル

サルの群れや、はぐれザルの出没が複数の地域で確認されており、野菜等への被害が出ている。

○アライグマ・ハクビシン

スイカやジャガイモなど野菜類の食害が村内全域で発生している。山添村アライグマ防除実施計画による捕獲活動を行っているが、被害は増えている。

○カワウ

布目ダム、上津ダム及び名張川ではアユ、フナ、ワカサギ等の被害が毎年発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害金額（千円）	・ニホンジカ：2,600 ・イノシシ：5,000 ・ニホンザル：200 ・アライグマ - ハクビシン：1,000 ・カワウ： - 計 8,800	・ニホンジカ：1,690 ・イノシシ：3,250 ・ニホンザル：130 ・アライグマ - ハクビシン：650 ・カワウ： - 計 5,720
被害面積（ha）	・ニホンジカ：22.5 ・イノシシ：6.0 ・ニホンザル：1.0 ・アライグマ - ハクビシン 3.0 ・カワウ：(900kg) - 計 32.5	・ニホンジカ：14.6 ・イノシシ：3.9 ・ニホンザル：0.6 ・アライグマ - ハクビシン：1.9 ・カワウ：(585kg) - 計 21.0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○鳥獣被害対策実施隊による捕獲 捕獲計画に基づき鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を継続的に実施し、被害地域周辺の個体数調整を実施している。 ○捕獲機材の導入 平成20年度から鳥獣被害防止対策事業により捕獲機材を購入し、地区単位で貸出し、捕獲の推進に役立てている。 ○村補助事業 山添村有害鳥獣捕獲報償金交付事業（平成18年4月1日制定）により、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマの捕獲	○捕獲の担い手の確保 わな猟免許保有者は高齢化により、捕獲獣の止め刺し、運搬、埋設等の負担のかかる作業が難しくなり、実際に活動できる人数が減少している。 銃猟免許保有者は、狩猟技術獲得の難しさや、銃器や猟犬を保持する経費的な問題などあり、新規狩猟者の獲得が困難である。 今後も狩猟従事者の減少による捕獲圧の低下、ニホンジカ・イノシシ等の有害獣の増加による被害の拡大が懸念される。このため、新規狩猟者の獲得と育成が必要である。

	に対し報償金を支出し、集落や農地に繰り返し出沒する個体の捕獲を積極的に実施している。 ○捕獲檻の貸出 アライグマについては「山添村アライグマ防除実施計画」を策定し、特定外来生物の防除確認を受けており、それに基づき狩猟免許を持たない一般住民に対しても、捕獲檻を貸し出している。	
防護柵の設置等に関する取組	○侵入防止柵設置（補助）事業 広範囲にわたるものについては鳥獣被害防止対策事業を活用した設置事業を実施しており、個人規模のものについては「山添村有害鳥獣防除施設設置被害防除事業補助金交付要綱」（平成18年4月1日制定）に基づく設置補助を行っている。 平成28年度に設置された電気柵、メッシュ柵含めた村内全ての柵は合計32,875mであり、侵入防止柵の普及推進を図っている。 ○効果的な防除柵設置の検討 被害地域の実態に合った防除柵を設置するため、現地で耕作者を対象に対策説明会を開催している。また、効果的な資材や設置の方法を関係機関と検討している。	○集落全体での被害対策 個人規模の鳥獣対策では、侵入防止柵を設置しているにもかかわらず、度重なる被害を受けるため、耕作放棄せざるを得ない状況がある。 耕作放棄地の拡大、少子高齢化、限界集落の問題をかかえており、個人規模の対策だけでなく、集落全体で鳥獣対策に取り組んでいく必要がある。

(5) 今後の取組方針

○被害の現状

山添村では、過疎化と高齢化による労働者不足と、農林業の不振から耕作放棄地や放置森林が増加している。このため野生鳥獣の生息範囲が拡大、生息数が増加し、農林水産物への被害が拡大、さらに鳥獣被害による耕作意欲の喪失から耕作放棄地が増えるという悪循環が続いている。

○有害鳥獣捕獲期間の延長

ニホンジカ・イノシシの捕獲頭数を増やすため、従来、有害鳥獣捕獲を行っていなかった狩猟期間においても、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施する。

○集落単位での鳥獣対策

〈 鳥獣防除 〉

個人での鳥獣対策には限界があるため、鳥獣被害防止対策事業を活用した侵入防止柵の設置や、中山間直接支払事業を活用した耕作地周辺環境整備など、集落単位での鳥獣防除に取り組む。

〈 鳥獣捕獲 〉

集落からの代表として狩猟免許を新規に取得する者を選出するなど、被害を受けた農家と狩猟免許取得者が連携しやすい体制づくりを行う。

○狩猟免許取得の積極的な推進

狩猟免許取得者を増やすために、狩猟免許取得方法等についての情報を住民に広く周知する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会の協力を得て、山添村全域で対象となる鳥獣を捕獲する。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲計画に基づいた捕獲活動を実施する。
- ・ アライグマは、一般の住民に捕獲檻を貸出し捕獲を推進する。
- ・ カワウは、漁協の協力のもと、猟友会による捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度 ～ 31年度	ニホンジカ イノシシ	農家のわな猟免許取得を積極的に推進し、有害獣捕獲体制の構築を推進する。狩猟免許新規取得者は狩猟技術が未熟なことから、狩猟技術向上を図るため、捕獲・解体等の研修会への積極的な参加を促す。
29年度 ～ 31年度	アライグマ	「山添村アライグマ防除実施計画」に基づき、一般住民への捕獲檻の貸出しを実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○ニホンジカ 山添村は奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の管理地区内である。近年の捕獲実績と被害報告をもとに捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。また、捕獲数を増やすため、平成29年度より狩猟期間においても鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施することを考慮し設定した。 ○イノシシ イノシシは生息数の推定方法が確立されていないため、科学的根拠にもとづいた捕獲計画数を算出するのは困難である。しかし、農地や集落付近に生息する個体を対象として捕獲することは、被害軽減効果が認められているため、近年の捕獲実績をもとに捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。また、捕獲数を増やすため、平成29年度より狩猟期間においても鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施することを考慮し設定した。 ○ニホンザル 近年の出没報告数を勘案するが、捕獲は困難なため花火による追払いを実施する。 ○アライグマ アライグマは外来生物であり、農地や集落付近に生息する個体を対象として捕獲する。アライグマは、平成22年に特定外来生物法に基づく防除の確認を受けており、その防除計画に基づき、被害地域における捕獲を実施する。

○ハクビシン

農作物の被害報告があるため、農地や集落付近に生息する個体を対象に捕獲を実施する。

○カワウ

被害状況と捕食量より捕獲数を設定し銃器による駆除を行う。また、花火による追払いを実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
イノシシ	400頭	400頭	400頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
カワウ	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容

○ニホンジカ

鳥獣被害対策実施隊による、銃器・わなによる有害鳥獣捕獲を積極的に行う。捕獲は村内全域において一年を通じて行うが、捕獲依頼のあった場合、その地域については重点的に捕獲活動を行う。

○イノシシ

鳥獣被害対策実施隊による、銃器・わなによる有害鳥獣捕獲を積極的に行う。捕獲は村内全域において一年を通じて行うが、捕獲依頼のあった場合、その地域については重点的に捕獲活動を行う。

○ニホンザル

捕獲が困難なため、花火による追払いを実施する。

○アライグマ

捕獲檻を一般住民に貸出し、継続して捕獲活動を行う。

○ハクビシン 農作物に被害を及ぼす集落付近に生息する個体を捕獲する。
○カワウ 銃器による駆除、花火による追払いを実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
ニホンジカ イノシシ	35,000m ※電柵・メッシュ柵含む 村内全ての侵入防止柵	35,000m ※電柵・メッシュ柵含む 村内全ての侵入防止柵	35,000m ※電柵・メッシュ柵含む 村内全ての侵入防止柵

(2) その他被害防止に関する取組

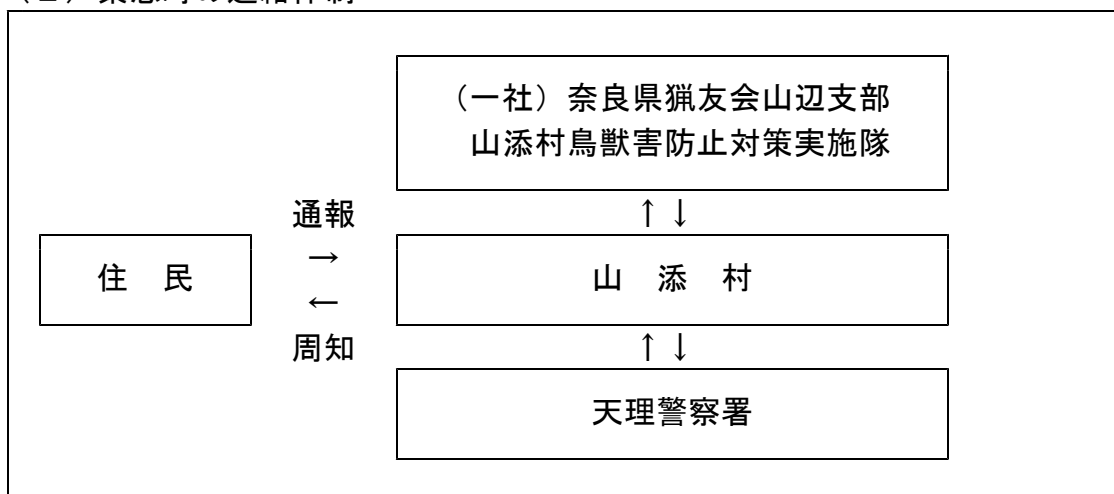
年度	対象鳥獣	取組内容
29年度 ～ 31年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	集落として自ら緩衝帯の整備や放任果樹・農作物 残渣を放置しない取り組みを実施するよう啓発活動 を継続して行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山添村	・情報の取りまとめ ・関係各署との連絡調整 ・地域住民への周知
(一社) 奈良県猟友会山辺支部 山添村鳥獣害防止対策実施隊	・鳥獣対策に係る情報提供、技術指導 ・調査、追払い、捕獲活動
天理警察署	・地域住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	山添村鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
山添村	・協議会事務局 ・鳥獣被害軽減のための各種活動の実施 ・専門家との調整 ・個体群管理の実施 ・狩猟者の確保と育成 ・地元技術指導者の育成及び狩猟者の育成 ・鳥獣対策に係る情報の提供

奈良県東部農林振興事務所	・ 鳥獣対策に係る情報の提供と助言指導
(一社)奈良県猟友会山辺支部	・ 鳥獣対策に係る情報提供、技術指導 ・ 調査、追払い、捕獲活動
山添村農業委員会	・ アドバイザー
山添村森林組合	・ アドバイザー
山添村区長会	・ 鳥獣対策に対する地元住民へのフォローアップ ・ 各種情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

○山添村鳥獣害防止対策実施隊の任命

実施隊員として、狩猟免許所持者及び住民の中から被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を任命する。対象鳥獣捕獲員は、山添村全域を対象とし、一年を通じて捕獲を実施する。

○山添村鳥獣害防止対策実施隊の活動内容

山添村鳥獣害防止対策実施隊員は関係機関と連携をとり、対象鳥獣の捕獲等、被害防止計画の実施に取り組む。また、猟友会と協力して下記の活動を実施する。

- ・ 侵入防止柵を設置しているにもかかわらず、対象鳥獣の侵入を許し、農家より捕獲依頼があった場合に捕獲活動を実施する。
- ・ 人家付近に頻繁に対象鳥獣が現れ、地域住民に危害を及ぼす可能性がある場合、捕獲活動又は追い払いを実施する。
- ・ 鳥獣害防止対策実施隊員は所在地の各集落を中心に、農地の被害状況等について情報交換を密に行い、被害防止のための啓発活動を現場において実施することで、効果的な鳥獣対策を行う。
- ・ わな、捕獲檻によって捕獲した対象鳥獣の止め刺し、運搬、埋葬など負担のかかる作業について、協力体制をつくり捕獲活動を円滑化する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○ニホンジカ、イノシシ

有害捕獲は大半が埋設処理されているが、食肉としての利活用を推進していく。今後、統廃合により閉鎖、休館された公共施設を食肉処理施設として再整備できないか検討する。

○アライグマ、ハクビシン

食肉利用に適さないため埋設処理を行う。今後、焼却施設の建設を視野に入れた、衛生的で安全な処分方法を検討する。

8. 捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

神野山観光協会では「シシ肉まん」がジビエ食品として開発されている。今後も新商品の開発が予定されている。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 近隣市町村と情報交換を行い、効果的な鳥獣対策を実施する。
- ・ 獣肉利用を推進するため、研修会やイベント等で意識啓発を図る。